

組合報 **あゆみ**

編集・発行/京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所

〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F

Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

令和 4年 9月

経審の改正

従前より検討がされていた経営規模等評価審査申請(経審)の改正について、国土交通省は令和4年8月15日に改正事項の公布を発表しました。(参照図:国土交通省 経営事項審査の主な改正事項(令和4年8月15日公布)より)

①監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正(令和4年8月15日以降の申請で適用)

建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じておりましたが、今回の改正により足並みを揃え、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から5年間加点が可能になりました。(例)H30.2.23 受講 (改正前)R5.2.22 まで加点対象 / (改正後)R5.12.31 まで加点対象

②【W1-9】ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の状況(令和5年1月1日以降の申請で適用)

認定の区分	配点	
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

「女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)」「次世代法に基づく認定(くるみん)」「若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)」の3点について、審査基準日時点における各認定の取得をもって評価します。各認定を複数取得している場合でも、評価されるのは最も評点の高い認定ひとつです。(最大5点)

③【W7】建設機械の保有状況の改正内容(令和5年1月1日以降の申請で適用)

地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(リース含む)・稼働確認ができる加点対象建設機械を拡大します。

追加される建設機械

道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械 解体用機械 高所作業車(作業床の高さ2m以上)	特定自主検査

④【W8】国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

(令和5年1月1日以降の申請で適用)

環境への配慮に関する取組として、国際標準化機構が定めた規格によるISO14001の登録状況が評価されていますが、脱炭素化に向けた取組が加速する中、環境問題への取組を適切に評価する観点から、環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況が加点対象に追加されます。

エコアクション21はISO14001に比べ、認定にあたっての審査基準が少なく、また認証手続きも簡便であることから、ISO14001の5点より下位の3点とされますが、ISO14001とエコアクション21のいずれの認証も取得している場合には、これらの評価の合算は行われずISO14001の評点5点のみが加算されます。

⑤【W1-10】建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用)

建設工事の担い手の育成・確保に向け技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用状況を加点対象とする。

- CCUS 上での現場・契約情報の登録
- 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法(就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等)で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- 経審時に誓約書の提出

建設業法施行令で定める軽微な工事・災害応急工事・国外工事を除き、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事について加点となります。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

⑥W1-10の改正時期及び総合評定算出係数の改正内容

前述⑤については、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加されるため期間外に加点要件を満たしている場合であっても加点評価は行われません。

また W1-10 が追加されることにより、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を変更

<p>施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加</p> $\frac{1,900}{200}$ <p>(P点に占めるウェイト:14.59%)</p>	<p>CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加</p> $\frac{1,750}{200}$ <p>(P点に占めるウェイト:14.40%) ※現行を維持した場合のウェイト:15.44%</p>
--	---

左図のとおり、令和5年1月以降はWLBに関する取組が審査項目に追加されますが、最大点数は5点と比較的影響が少ないため、現行と同じく1,900/200とされます。しかし同年8月14日以降を審査基準日とする申請からはCCUSの導入状況が審査項目に追加され、こちらは最大点数15点とウェイト

が大きく増加するため、1,750/200に変更されます。つまり今回新設される②(WLB)・⑤(CCUS)による加点が無かった場合には、P点が約11.25点下がることとなります。

決算による変更届は義務

《建設業法第11条第2項》により、建設業許可を受けた建設業者は法の定めにより、毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。

弊所ホームページではエクセル様式にて入力ができる工事経歴書も掲載しておりますので是非ご利用ください。(経審の受審の有無により様式が少し異なりますので該当の様式をご利用ください。)

最低賃金

令和4年10月1日より改正される最低賃金は、京都府は現行の937円から968円と31円引き上げられます。最低賃金は各府県内のすべての使用者及び労働者に適用されます。パートタイマー・アルバイト・臨時・嘱託など雇用の形態に関係なく適用されます。最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には罰則が定められています(最低賃金法第40条)。最低賃金には、【①臨時で支払われる賃金 ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③時間外・休日及び深夜手当(深夜割増賃金等) ④精皆勤手当・通勤手当・家族手当】などは含まれません。

社会保険制度の改正

令和4年10月から、短期労働者に対する社会保険の適用が順次拡大されます。

・「特定適用事業所」の要件

(変更前) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所

(変更後) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時100人を超える事業所

(令和6年10月から) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時50人を超える事業所

・「短時間労働者」の適用要件

(変更前) 雇用期間が1年以上見込まれること

(変更後) 雇用期間が2ヶ月を超えて見込まれること(通常の被保険者と同じ)

雇用期間が1年以上見込まれる短時間労働者の要件が、上記のように通常の被保険者と同じ要件に改正されるにあたり、これまでは「2ヶ月以内の期間を定めて雇用される方」が適用除外とされていましたが、制度改正により「2ヶ月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない方」が適用除外となります。つまり、雇用契約期間が2ヶ月未満であっても、実態として当該雇用契約の期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて当初から社会保険の適用対象となります。

(例)

○就業規則や雇用契約書などに「雇用契約が更新される旨」または「雇用契約が更新される場合がある旨」の明示がある場合

○同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている方が2ヶ月を超えて雇用された実績がある場合

(※)ただし、労使双方により2ヶ月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱われます。

育児休業中の社会保険料免除要件の改正

令和3年の健康保険法等の改正に伴い、令和4年10月から短期間育児休業等期間中の保険料の免除要件が変更されます。

① 月額保険料

これまで育児休業等を「始めた日」と「終えた日の翌日」が同月のときは、保険料の免除を受けることが出来ませんでした。改正後は、同月の場合であっても日数が14日以上であれば保険料の免除を受けられるようになります。

② 賞与保険料

賞与が支給された月の月末を含めた育児休業等期間の場合、賞与にかかる保険料が免除の対象でしたが、改正後は1ヶ月以上の育児休業等を取得した場合に限り、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象になります。

『労働保険』は従業員だけでなく、会社の安定を守ります

労働保険は政府が管理・運営する“強制保険”です。原則として雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となります。労働災害が発生した場合、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収される場合があります。

許可・経審の電子化

(参照図:国土交通省 建設業許可等電子申請システム及び経営事項審査の改正内容について(R4.9)より)

建設業の働き方改革推進の一環として事務負担を軽減し生産性の向上を図るとともに、非対面での申請手続きを行うことが出来る環境の整備をするため「建設業許可・経営事項審査の申請手続きの電子化」について令和5年1月からの運用を目指し検討が進められています。

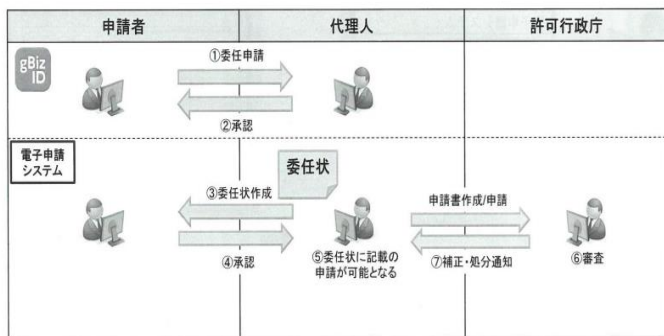
電子化の対象となる手続は

【建設業許可関係】・・・許可申請/変更等の届出/廃業等の届出/決算報告/許可通知書等の電子送付

【経営事項審査関係】・・・経営事項審査申請/再審査申請/結果通知書等の電子送付

また納税情報など他省庁との連携が順次調整されており、提出する公的書類の一部がシステム上で確認できるため申請者側の取得の手間が省けます。(順次拡大のため、最初からすべての書類が省略できるわけではありません)

電子システムは、デジタル庁提供の認証サービスであるGビズIDを使用。電子申請においては、gBizID プライム/メンバーのみをログイン可能とし、申請者は法人代表者もしくは個人事業主の位置づけであるgBizID プライムアカウントの所持が必須となります。gBizID メンバーはgBizID プライムアカウントが作成し、申請可能なサービスを設定することで申請が可能になります。



また弊所など代理人から申請を行う場合においても、gBizID の委任機能を用いて代理申請を行うこととなるためgBizID プライムアカウントが必要です。システム内にて委任状を作成し、具体的な申請手続き単位での代理申請を行います。弊所でもgBizID を取得しておりますので、お気軽にお声がけください。

競争入札参加資格審査申請

弊所へ各省庁入札参加申請をご依頼頂いている業者様方には、過日入札参加申請先の確認をさせていただきましたが、その内容を基に本年も入札参加申請に伴う必要書類のご案内を順次発送しております。お手元に到着しましたら、お忙しい中恐れ入りますが内容のご確認をいただき、期日までの書類ご準備等、ご協力の程お願い致します。また公的書類については極力纏めてご取得頂けるよう努めておりますが、複数の申請先がある場合、書類の有効期限の都合上改めてご取得をお願いする場合がございますので予めご了承くださいと幸いです。

不当要求防止責任者講習

組織犯罪集団である暴力団の不当な要求による被害を防止するため、(公財)京都府暴力追放運動推進センターでは暴力団の活動実態や不当要求の手口などを知り、その対応方法を取得するため【不当要求防止責任者講習制度】を設けています。この責任者は役員である必要はなく、対外的な交渉窓口の責任者である方であればどなたでも問題ありません。(受講費用は無料です。)

また、これまでの管轄警察署への持ち込みによる届出方法と併せて、警察庁の「警察行政手続サイト」を通じて、責任者選任届出証を届出することが出来るようになっております。この講習に有効期限はありませんが、定期的な受講により各省庁の競争入札参加資格にて客観点の加点となる場合があります。例えば、京都府・京都市では例年設けられる各指定日以内での受講・責任者の在籍確認により加点対象とされています。